

第90回 鎌倉市まちづくり審議会概要

日 時	平成 29 年 7 月 7 日（金）14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	市役所本庁舎 4 階 402 会議室
出 席 者	委 員：内海会長、梅澤委員、加藤委員、川口委員（職務代理者）、永野委員、中山委員、前島委員 事 務 局：まちづくり景観部次長兼土地利用調整課長、まちづくり政策課長、まちづくり政策課職員、土地利用調整課職員 常任幹事：経営企画課担当課長、環境政策課長、都市計画課長、都市景観課長、みどり課長、都市調整課長
欠 席 者	委 員：秋田委員、出石委員、松行委員 事 務 局：まちづくり景観部長
議 題	(1)大規模開発事業（岡本字外耕地 ^{そとこうち} 病院の増築） (2)大規模開発事業（上町屋字吉目 ^{よしめ} 工場の増築） (3)大規模開発事業（鎌倉山三丁目 有料老人ホームの建築）
報 告	(1)大規模開発事業（岩瀬一丁目 共同住宅の建築等）について

事 務 局 （川村課長）	（開会に当たり、事務局から審議会委員10名中、7名の出席により定足数に達していること及び欠席委員から事前に欠席の連絡をいただいていること等を報告した。）
内 海 会 長	第90回鎌倉市まちづくり審議会を開会する。
事 務 局 （川村課長）	事務局から3点連絡する。 1点目は、マイクの使用についてお願いする。 2点目は、会議及び会議資料について「鎌倉市まちづくり審議会の公開等に関する取扱要領」に基づき公開すること。また、本市ホームページ及び広報紙で傍聴者を募集したところ、3名の方から傍聴の申出があり、議題に入る際に入室を認めることについて確認をお願いする。 3点目は、平成29年5月30日に開催した第89回鎌倉市まちづくり審議会の議事概要の内容について、事前に指摘いただいた部分を修正した。今回の内容をもって確定したいので確認をお願いする。
内 海 会 長	1点目、マイクの使用について協力をお願いしたい。2点目、会議の公開及び傍聴については事務局の説明のとおりとしたいがいかがか。
全 委 員	了承する。
内 海 会 長	3点目、第89回鎌倉市まちづくり審議会議事概要について、今回の内容をもって了承いただけるか。
全 委 員	了承する。
内 海 会 長	傍聴者の入室を認める。 (傍聴者入室、休憩)
議 題 (1)	大規模開発事業（上町屋字吉目 工場の増築）について
内 海 会 長	議題に移るが、まずは前回の審議会以降の状況説明を受け、次に助言及び指導（案）について説明を受けた後委員の意見を伺う、2段階で進めていくこととする。事務局から説明をお願いする。
事 務 局 （ 澁 谷 ）	（大規模開発事業（上町屋字吉目 工場の増築）について説明。）
内 海 会 長	委員の方々は前回現地視察をしているが、事務局の説明と合わせて、意見や質問はあるか。
川 口 委 員	資料3の航空写真によると、今回の計画地は弓込線が中央に位置する形になっている。見た限りでは弓込線にもかろうじて緑があり、南側の三角形にも結構な緑があるイメージである。

	今回緑化率を15%という数字で考えているが、平成23年に計画された時の答申や議論を見ると緑の質を考えた方がよい。面積的なものだけではなく、議論の中で壁面の話も出ているが、今回は前回よりも建物の高さが若干高く、また引込線の緑の部分に入り込んでいるので、そこを意識する必要があるのではないかと考えている。今回は景観シミュレーションをされていて湘南町屋駅からの見え方が出ているが、今回は見え方が出されていない。中に隠れこむのであればあまり影響はないと思うが、若干高いのでどのような感じになるのか。繰り返しになるが緑の質をぜひ考えていただけるとよいと思う。
内海会長	具体的な内容は、助言及び指導(案)のところでは修正していくと思うが、緑の質についてお答えいただけるか。
事務局 (上條係長)	今の時点では意見をいただいているという認識でよいか。
内海会長	そうである。
事務局 (上條係長)	景観シミュレーションの資料については平成23年のものではなく、今回の建物のシミュレーションになる。
川口委員	了解した。
内海会長	緑の質について意見をいただいたので、後ほど助言及び指導(案)のところでは検討したいと思う。合わせて緑の量の件だが、参考資料(8)にあるように緑化地域制度に基づいたものであり、工場や学校などその用途にやむを得ない場合は緑化率15%という認識で今回判断していると思うが、詳しく説明してもらえないか。
常任幹事 (永井課長)	緑化地域の候補地については「緑の基本計画」の154ページに指定の方針を示している。一番下の部分の緑化地域の緑化の推進に関する事項に風致地区以外で用途地域が指定されている区域の緑の担保のために、制度を適用するという方針を示している。緑化の内容は、敷地の20%としている。また、適用除外も示しているが、これは都市緑地法運用指針において、緑化地域における緑化の推進に関する事項の中で適用除外にするもの考え方をきちんと示すことになっているためである。それに従い、学校、工場などは、運用指針の考え方を踏襲している。工場立地法の緑化の規定が守られていると知事の認定が得られているものについては、緑化地域から除外する方針を示している。
内海会長	緑の件に関してはいいか。
中山委員	除外するということは、基本的に工場立地法の緑化の基準を満たしているからよいという解釈でいいか。
常任幹事 (永井課長)	そのとおりである。
内海会長	基本的には鎌倉市独自の考え方として、緑の基本計画に緑化地域指定の考えがあり、緑化率20%としているが、工場、学校の場合は除外規定として認める可能性がある。今回の案件については、その除外規定を使うということだが、前回の審議会でもその点が議論になっているので、改めてここで確認させてもらったが、そのような理解でいいか。
常任幹事 (永井課長)	緑化地域については、指定の方針を示しているが、まだ指定に至っていないという段階である。緑化については、開発事業条例の基準に基づいて協議する。
内海会長	承知した。指定されていなくとも、まちづくり条例に基づくまちづくりというのは、できるだけ良好な環境を維持しようという観点から考えていく。その時に緑化率20%も有り得るのではないかとということで、前回議論がされている。それに対して、今回は工場の例に当たるといって緑化率15%ということだということだがよろしいか。
全委員	承知した。
内海会長	ほかに意見はあるか。
前島委員	柏尾川が隣接しているが、柏尾川に関しては二十数年前に増水によりマンホール等から水が噴出している。この工場敷地の中で、平屋の建屋の工場が冠水したと聞いているが、今回の工場の増築に際して配慮した対策を行っているか。また未然防止策はどのようなになっているの

	か。
事務局 (上條係長)	資料2の土地利用方針図の中の公益施設・公益施設方針図をご覧いただきたい。開発事業条例には、敷地の雨水を一時的に貯留して時間差を設けて公の河川に流すための措置として、敷地1ha辺り800m ³ の雨水調整池を設ける基準がある。それに基づいて、事業主は2,400tの雨水貯留槽を建物の下につくる予定である。この中に一旦水を溜めて、河川に直接的な負荷を与えないよう時間差で少しずつ流していくように計画されている。
前島委員	確認だが、工場の増築に際して、建屋自体に嵩上げや防水堤設置などの対策を打たれているのか。
事務局 (上條係長)	建物自体が浸水しないように事業主自身が何か考えているかについては確認していない。事業主が自分自身のためにやるということであれば、基準に反しない限りやっていただければよいことだと思う。市として何かしら求めていくことは考えていない。
内海会長	今は質問をする段階であるが他にないか。
永野委員	平成23年時の計画はその後動きがなく、平成28年にJR引込線の覚書を交わしたことにより、今回平成29年になって三菱電機が計画案を差替えたという理解でよいか。
事務局 (上條係長)	資料3の航空写真をご覧いただきたい。平成23年度の計画は敷地内の大きい建物2棟がメインとなっており、その後許可を受け建築されている。平成23年度はその計画の議論になる。
永野委員	参考資料に平成23年度のまちづくり審議会、都市計画審議会の議事録が添付されているのはどういうことか。
事務局 (上條係長)	前回のまちづくり審議会で、資料として提出して欲しい旨委員から指示があったので、今回用意した。
永野委員	今回の計画とは別物ではないのか。
事務局 (上條係長)	別である。
永野委員	今後、大規模な敷地で点々と計画をする場合、その都度、過去の審議会の議事録を参考資料として用意するのか。
事務局 (上條係長)	事務局では当初考えていなかったが、委員から提出の要望があったので今回用意しているものである。
永野委員	承知した。引込線の覚書が添付されているので、議論する内容として入れてよいか。よいのであれば質問があるが。
事務局 (吉田次長)	この件については、三者合意の経過を踏まえ、三菱電機が今回計画を作成したというものである。議論というよりは経過を踏まえて敷地設定をしたものとして了承いただきたい。
永野委員	まちづくり審議会で初めての経験であるが、今回の計画は行政が関わっているものである。今回のプランは、鎌倉市がかつての日本国有鉄道清算事業団との話し合いの中で引込線を一度取得し、それを三菱電機に周辺道路用地として等価交換することで成り立つという認識でよいか。 そうであると、参考資料では周辺道路が具体的にどのように変わるのか全く分からない。何メートル拡張されるとか、どこまでが三菱電機の会社所有地でどこからが市道なのかが分からない中で参考資料とされている。引込線のことについて三菱電機は説明会で経緯を住民に説明している。この問題を検討するためには鎌倉市が引込線を取得してPRE(公的不動産)として持ったとして、それと周辺道路とのやり取りをもう少し数字的に明確にしておく必要があるのではないか。
事務局 (吉田次長)	今回はあくまでも三菱電機の敷地設定の経緯を示すため参考資料として配付している。実際に覚書を締結しているが、まだJRの敷地を取得していないため、今後この土地の賃借をもって手続を進めていくことになると思うが、三菱電機が敷地設定したということは今回まちづくり審議会の議論の対象とは考えていない。
内海会長	今はこの案件についての質問の時間としているが、基本的には事業計画に関して環境に影響

	<p>するようなことについては情報提供を受け、より良い助言及び指導（案）ができるようにと考えている。覚書はその一部として資料提供があったと考えており、その内容に深く関わるようであればぜひ質問していただきたい。その後、具体的な助言及び指導（案）で載せるべき内容であれば付け加えていきたいと思うがいかがか。</p>
永野委員	<p>私としてはよく理解できていない。計画地は赤線ではっきり示されているが、現在確定していない市有地が含まれており、それがどういう形によるかは分からないが、事業者に代替地をもらう形で所有者を変更するということである。そうなることまちづくり審議会の中でそのこと自体も議論の対象にしなければならぬのではないか。</p>
事務局 （吉田次長）	<p>申請地については事業者がこのような敷地設定ができるということで申請している。</p>
内海会長	<p>説明会で住民から意見が出ているように、この部分についての今後の活用の要望を含めて助言及び指導（案）の中で議論したいと思う。今後の要望や指導内容については後ほど意見等をいただきたい。他に何か。</p>
加藤委員	<p>緑の問題に戻るが、参考資料（２）と（３）は審議会の答申と助言及び指導（案）であるが、この結果を聞きたい。助言及び指導（案）では在来種の中高木を中心とした植栽を建物周囲に行って緑の量と質の充実について努力するようにとされているが、結果的にどうなったのかということが写真では分からないので説明して欲しい。</p>
事務局 （上條係長）	<p>建物周辺はセキュリティーが厳しい場所のため、今回確認した訳ではないが、完了検査の時には実際に確認しているはずである。建物の周辺、近辺を中心に高木の量を増やし密度を高めた植栽をしていると口頭により確認している。質については、低木中心ということではなく将来大きくなる高木を中心に植えたと聞いている。</p>
川口委員	<p>資料３の航空写真が一番分かりやすいと思うが、引込線が塗めに通っているため施設的には分断されたイメージがある。建物も形式的に分かれているが、今回の計画ではかなり中心の部分に係る計画となっている。これまでは引込線がアプローチのラインを呈しており、これがいずれ撤去されるということになると、このラインを意識しない施設が展開される方向性なのか、あるいはこれを生かしていく形も有り得るのではないかと思うが、何か考えはあるのか。</p>
事務局 （上條係長）	<p>今のところ、引込線の全景や工場の敷地、グラウンドデザインについての考えは聞いていない。</p>
内海委員	<p>では、助言及び指導（案）の説明を受け、その後意見等を伺いたい。</p>
事務局 （澁谷）	<p>（助言及び指導（案）について説明。）</p>
内海会長	<p>助言及び指導（案）について意見はあるか。</p>
永野委員	<p>２箇所ある。まず６だが、２行目から３行目にかけての「既に所有されている」から「おりますが」までは必要無いのではないか。理由は最後に「利用に係る手続の簡素化等」とあり、実際市民から見ると三菱電機が開放している施設は利用手続が面倒で、しかも無料ではない。そういうことを考えると、２行目、３行目の「いただきありがとうございます」という部分は、最後の簡素化という言葉に上手く流れてこない気がする。次に、３については三菱電機がどのように回答するかとても関心がある。本当に深沢地区の将来計画と三菱電機南側の道路は直結するのか。先ほど質問したように等価交換で拮がったとしても、それが深沢方面に人や車が流れる時に有効な通路になるかといえば、少し違う気がする。航空写真に載っていない南側には三菱電機の下請けの工場が多くある。かつての農道の間を車が走ることになるが、そちらの整備が出来ない限り深沢地区という言葉は関連性が低い気がする。そうして欲しいという漠然とした姿勢は理解できるが今回の開発計画と３の内容が直結しない気がする。</p>
事務局 （上條係長）	<p>深沢地域のまちづくり基本計画の道路の位置づけについて補足説明する。３で表現しているとおり、幹線道路としての位置づけは、敷地西側の県道腰越・大船線になる。この道路の機能強化を掲げている。また、指摘いただいた南側の道路を補助幹線道路として位置づけ、既存道路の拡幅、強化を掲げている。深沢地域のまちづくりの進展に合わせ、将来の交通需要等の状況により、機能強化の協力を求めていると理解していただければと思う。</p>

内海会長	その部分に関してはもう少し明確に表現するというこでよいか。
事務局 (吉田次長)	補足して説明するが、鎌倉市としては日本国有鉄道清算事業団の土地を約8ha購入しており、JRが持っている土地、周辺を含めて32haくらいの整備を考えている。ここでいう基本計画は、三菱電機、中外製薬の区域も含めた広い範囲の全体構想を掲げているものなので、区画整理とは別に、三菱電機の南側の道路等についても整備に当たっては協力願いたいという形で書いているところである。
永野委員	一般市民がこの計画の区面を見たときに、まっすぐ大船から深沢に向かうJRの線路を道路にしたほうがよっぽど深沢へのアクセスが良くなるのではないかと考えるのではないかと。それをあえて三菱電機に真ん中の部分だけ渡して、周辺の道路云々というのは、私個人としてはそれが本当に深沢の補助幹線道路に成り得るかどうなのか。三菱電機の社員の車だけが通りやすくなるような感覚を持ってしまう。深沢にまっすぐ入ってきている敷地を提供して周辺の曲がりくねった道を整備する。それが深沢の補助幹線道路になるというのは納得しかねる部分がある。
内海会長	はじめは具体的な道路についての説明で、その次にもう少し大きな構想について説明があり、それに則した形での道路整備をして欲しいという要請だが、どちらの考えを示しているのかについては、この文章では不明である。具体的なものがあるなら示す。構想ならば具体的な計画を示すなど、全体像を分かりやすく捉えられるように修正していただくとよい。
事務局 (上條係長)	今まで事例としてはないが、場合によっては図示する等で関係課とも協議して対応を図りたい。
前島委員	4の環境及びエネルギー面への貢献について2点ほど述べさせていただく。まずエネルギー面に関して、3行目にエネルギーの使用時の廃熱を再利用するとあるが、この意味が理解できない。個人的見解として建物の建屋の断熱性、遮熱性、そして建屋の中の特に機器から発生する発熱を防ぐための対策、さらに高効率な冷房等設備の投入が効果的で、そのような例示のほうがふさわしいのではないかとと思う。 2点目は環境教育の促進であるが、これは私自身もそのように思っている。今まで努力が不足していたのではないかと。人工衛星の展示室や地球観測衛星を打ち上げるなど、良い素材を持たれているので、地球観測衛星から得られた観測データを解析した結果を地球環境問題として取り上げて小中学生に伝えていくこと、ソーラーパネル作りなどの体験講座を行うなどでもできると思うので環境教育の促進を強調して欲しい。
事務局 (澁谷職員)	廃熱の再利用の説明の前に、空調に関しては、資料1土地利用方針書第一面にゴミの分別化も合わせて施設調エネルギー設備としてLED照明や高効率空調機器等の導入が記載されている。それとは別に実際の建物、工場設備にどのような機器が設置されるかは図面だけでは分からないが、例示の意味で記載している。
事務局 (上條係長)	表現が適当でないという指摘であれば、事業者を確認して主旨に沿った表現に変えてもらうよう対応したい。
内海会長	例示としてエネルギー使用時の廃熱を再利用と書いてあるが、もう少し明確にするか、削除してもよいのではないかと。その点を調整して、後に記載されている「効率を極力高められる」という部分を重視するような表記としていただきたい。
川口委員	繰り返しになるが、緑のことが記載されていないので、明確に記載してもらいたい。緑化率15%以上を確保してもらいたいが、平成23年度の際にも指摘があったように、緑量だけでなく質の充実も図るように植栽してもらいたいと追記して欲しい。
加藤委員	川口委員と同意見である。資料1土地利用方針書第三面緑の基本計画との整合の部分に緑化率15%以上と記載されている。航空写真を見ると比率的緑が多いように見えるので、そのようなことを踏まえて、緑化を出来るだけ充実させてほしいという内容を掲載して欲しい。緑化地域の候補地なので重要であると思う。
内海会長	緑化の件については、量としては前回の審議会から継承するような形で15%以上を要請し、質についても十分考慮することを審議会として求めていきたい。
事務局 (上條係長)	答申でいただけるものと認識したので、表現等も含めて関係課と調整の上、対応する。

梅 沢 委 員	加藤委員と川口委員の意見に追加という形になる。緑化地域の候補地でありながら、緑化率を15%の規制外とすることに対して、鎌倉市として15%としていてもこうあるべきだということを、鎌倉を代表する工場地帯のリーディング企業にふさわしい緑化を推進してもらいたいと追加記載して欲しい。
内 海 会 長	1点確認したい。1の今後の手続の周辺環境への配慮についての2行目、「説明会で意見のあった案件については」と書かれているが、それが何を指しているのか分からない。一番に書かれていることは、非常に重要な事項、指導に直結するものである。説明会では4点ほどあったとのことだが、それぞれの具体的な内容について各課の協議が必要であると明確に分かるような表現で記してもらいたい。 他に意見等はあるか。
全 委 員	なし。
内 海 会 長	それでは、助言及び指導（案）を意見があった順にまとめる。 まず6の2～3行目、記載する意味がないのではないかとということで削除とする。3の深沢地域のまちづくりの推進に合わせた道路機能の拡充については、意味が分かりやすいように、できれば具体的に表現を変えて、展望であれば展望的なものを、具体的な計画など目指すべき目標を設定した上で表記してもらいたい。4の廃熱利用については、具体的にするか削除するかで後者の記載がより明確になるようにする。そして、環境教育の促進については文章の修正は不要だが、助言及び指導（案）も含めて協議の場等で強調して勧めてもらいたい。また、助言及び指導（案）には載っていない内容だが、鎌倉を代表するような緑を確保していくために、緑化率は15%以上、さらに質についても充分考慮いただきたいことを示してもらいたい。最後に、1の2行目にある説明会で意見のあった案件については、明確に示してもらいたい。最後に文章として「ですます調に揃える」等の精査が必要であると思う。答申については、会長と事務局で作成したものを各委員に確認していただくということによいか。
全 委 員	了承。
議 題（ 2 ）	大規模開発事業（鎌倉山三丁目 有料老人ホームの建築）について
事 務 局 （ 鈴 木 ）	（大規模開発事業（鎌倉山三丁目 有料老人ホームの建築）について説明。）
内 海 会 長	では、この件について助言及び指導（案）に向けた質問、意見等あるか。
前 島 委 員	今回の施設について、高齢者の場合体調不良等緊急的な対応や、日常的な人工透析等があるが、医療行為を行う施設も含まれているのか。また、医療行為を行う場合は医療廃棄物の管理はどのように行うのか。
事 務 局 （ 上 條 係 長 ）	次回回答する。
永 野 委 員	5月のこの計画に対する説明会の内容を読んだが、資料5の2ページ目の中央辺りにあるとおり、住民はこの合同会社の実態は何かという疑問を持ったと思う。会社法の中で非常に簡単に設立できるという一般常識はあるが、既存の会社があるにも関わらず、合同会社を立ち上げた意図や運営予定会社の名前も出ていない。次回は運営予定会社を出席させると答えているとともに、2ページでは事業主に対して資力信用チェックは市も行うと業者は説明しているがどういう意味か。
事 務 局 （ 上 條 係 長 ）	その場にいなかったのが確実ではないが、事業者の説明は、都市計画法の開発許可申請に当たっては事業主の資力信用チェックが伴うということであり、それに対応する会社であるという説明をしていると考えられる。運営会社が明らかでないということだが、説明会の資料の中に予定ということで株式会社チャームケアコーポレーションという会社が施設の運営をする」と記載されている。
内 海 会 長	事務局の説明でよいか。
永 野 委 員	了承した。

内海委員	先ほど、どういう業務で行われるかという話があったが、それとも主体というのは関係すると思う。その点はどうなっているか。
事務局 (上條係長)	それらについてまとめて、次回ご提示したい。
永野委員	現段階での図面は非常にラフであり実態が見えてこない。開発計画概要書では、雨水排水は調整池を設けて排水すると書いてあるが、現在の資料ではそれがいったいどこにどのようなものを計画されているか一切分からない。新しい図面は今度出てくるのか。
事務局 (上條係長)	基本的にまちづくり条例は、技術的審査をする条例ではない。グラウンドデザインや土地利用の方針等について周知を行いつつ、市民等の意見を取り入れる余裕を持ったキャパシティのある計画を示してもらっている。事業者も計画を詰めてくるので、現段階でどの位精度が高まってきているか事業者を確認し、次回お示ししたい。
永野委員	以前にも同じ質問をしたと思うが、デザインだけでまちづくり審議会が議論するのでは、結果的に何もならないのではないかと。問題の核心に触れるような内容になると担当部署と詰めてからという話になってしまう。そうするとこの審議会というのはいく何を審議すればよいのかよく分からない。計画概要書の中に文語として雨水、排水のことについて書かれており、それをフォロー出来るような図面でなければおかしいのではないかと。
内海会長	先ほど回答があったが、まちづくり条例は計画がかなり緩やかな段階で方向性を示すことで、具体的な鎌倉としての理想的な方向に導こうというものである。しかし、それを審議するのに必要な情報は提供していただけるように求めていただければと思う。
事務局 (上條係長)	指摘のあった雨水と排水について、事業者にどの程度のものが用意できるか確認し、できる限りの対応をしていきたい。
内海会長	他にあるか。
梅澤委員	この段階なので図面がまだ荒いが、馬の背のような道路部分について、一番厳しいところで描くとどうなるのかを示して欲しい。安全性は片側ずつの擁壁をそれぞれ審査すればよいが、尖った状態なので、合わせたときの安全性はどうかという資料を出してもらえるとよい。
事務局 (上條係長)	南北断面の一番厳しいところとはどこのことか。
梅沢委員	南北断面の民地の擁壁と計画地側の擁壁の一番競っている部分がある。断面図によっては尖って見える部分があり、片側から見ると技術的には可能、反対側から見ても可能であっても、双方を合わせてみたときにどうなのかという判断が必要なのではないかと。
事務局 (吉田次長)	資料の立面図は敷地内の立面図である。事業者にもう少し周辺の土地も含めた断面図を提示するよう求める。
内海会長	他に意見等あるか。よろしいか。
全委員	(了承)
内海会長	今回の意見や資料請求を踏まえて、次回に助言及び指導(案)を出していただきたい。
議題(3)	大規模開発事業(岡本字外耕地 病院の増築)について
事務局 (吉田次長)	委員から質問のあった事項について資料を配付した。資料4 手続フローについては、事業者の説明会開催日程が決定したので内容を更新した。具体的な説明は、次回審議会において計画概要と合わせて行いたいと考えている。前回の質問については追加配付資料で賄えているかを確認していただきたい。
事務局 (上條係長)	早めに資料に目を通していただければと思い配付したものである。
内海会長	資料提供したという報告と理解してよいか。
事務局 (上條係長)	そのとおりである。
内海会長	それでは本日の議題は終了となる。

報告（１）	大規模開発事業（岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか）について
事務局 （上條係長）	（大規模開発事業（岩瀬一丁目 共同住宅の建築ほか）について説明。）
内海会長	報告なのでさらに意見を求めるものではないが、何かあるか。かなり歩み寄った部分もあると思う。戸数を減らしたり、4-2のイメージパスにおいてもかなり緑化を充実させている。引き続き各課協議があるので指導に沿って協議してもらいたい。 よろしいか。
全委員	（了承）
内海会長	以上をもって、第90回鎌倉市まちづくり審議会を閉会する。